

第4章 施策別計画

1 自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり

【環境目標】 1 自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり

【基本方針】

1-1 多様な自然を守り育てる

【基本施策】

1-1-1 今ある自然を大切にする

1-1-2 農地を保全する

1-1-3 緑化を推進する

1-2 自然とふれあう空間をつくる

1-2-1 土や緑とふれあう場を創造する

1-2-2 水辺と親しむ場を創造する

1-3 歴史・文化と調和したまちをめざす

1-3-1 地域の個性を活かした環境を形成する

1-3-2 歴史・文化資源を保全・活用する

1-3-3 地域の美化を推進する

【基本施策】 1-1-1 今ある自然を大切にする

＜施策の方向性＞

本町の自然としては、西部の丘陵地を中心に、二次林や竹林等の樹林地が存在します。また、境川や衣浦湾に注ぐ河川、古くから農業用水の確保のために築造されたため池も自然の要素となっています。これらの自然は本町の特色ともなっており、防災、景観、レクリエーション等に多くの役割を果たしています。

また、本町には樹林地や水辺等の自然地を中心に多くの動植物が生息しており、絶滅危惧種であるオオタカ、オニバスの生育も町内で確認されています。一方で、最近では外来種の動植物の侵入、生息が増加しており、地域の生態系への影響が懸念されており、本町に現在ある自然の保全が求められています。

そのために、森林や河川・ため池については、他の土地利用との調整も図りながら、多様な生物が生息する環境として保全します。特に、東浦町に生息するオニバス等の貴重種の保護に努めます。また、生態系の破壊につながる外来種については、その影響を住民と共有しながら、地域固有の動植物の保護に努めます。

＜現状と将来目標＞

項目	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
自然観察会において確認される生物の種数	70 種	95 種	100 種

※明徳寺川、自然環境学習の森、高根の森等において定期的に実施している自然観察会で生物種数を確認する。

＜施策＞

施策名	概要
保存樹木・保存樹林の指定	「東浦町樹木等保存要綱」に基づき保存樹木及び保存樹林を指定し、その保護育成を支援する。
★里山の保全	住民が里山の自然にふれ、楽しみながら利活用することにより、里山の保全を住民との協働により行う。
地域固有の動植物の保護	貴重種であるオニバス等の保存活動を住民との協働により行う。
河川・ため池の保全	河川・ため池のしゅんせつや草刈等の管理を実施し、保全する。
生物生息状況の調査	自然観察会等の機会に、専門家や住民との協働により多くの生物を確認し、確認できた生物の種類を把握し公表する。また、希少種や絶滅危惧種の住民等からの発見情報を整理し、保護の方策を検討する。
外来種対策の推進	外来種の侵入・拡大による在来種の絶滅を防止するため、外来種について住民に周知し、持ち込まないよう侵入防止の啓発に努める。

★：第 5 次総合計画の重点関連施策

＜取組における役割＞

住民	地域の里山や河川・ため池への関心を高め、管理活動に積極的に参加します。また生物多様性の重要性を理解し、動植物を大切にするとともに、外来種の持ち込みを行わないように協力します。
事業者	事業活動を行う場合は、樹林地の保全、水辺や水質の保全、生物の生息環境に配慮します。また、地域の里山や河川・ため池の管理活動に、住民とともに積極的に参加します。
行政	樹林地、河川・ため池は、所有者、管理者や住民と協力しながら、周囲とあわせて保全に努めるとともに、住民による里山や河川・ため池の管理活動を支援します。また、生物多様性の大切さを住民に伝え、生物の生息環境の保全、オニバス等の貴重種の保護、特定外来生物の侵入防止の啓発に努めます。

担当課：環境課、農業振興課、土木課、都市整備課、生涯学習課

【環境目標】 1 自然とうるおいを大切に作る共生のまちづくり

【基本方針】 1 - 1 多様な自然を守り育てる

【基本施策】 1 - 1 - 2 農地を保全する

<施策の方向性>

本町の面積の約3分の1は農地であり、中心は水田ですが、ぶどうをはじめとした果樹園・畑、畜産のための牧草地も存在します。しかし、農地は減少傾向にあり、農業の担い手が減少し、耕作放棄地も多くなっています。

そこで、農地については、本町の緑の中心としても機能するように、保全に努めます。

このために、農地の環境や農業の環境を整備しながら農地利用を活性化するとともに、担い手の育成・確保、本町農産物の普及、地産地消の促進等を行います。

<現状と将来目標>

項目	平成21年度(実績)	平成26年度(実績)	平成32年度(目標)
耕作放棄地面積	100ha	109ha	100ha
学校給食の地産地消率 (県内産野菜の重量割合)	44%	45.8%	48%

<施策>

施策名	概要
★農地の効率的利用の推進	農地中間管理事業等も活用しながら、農地の利用集積の推進や利用可能な農地情報の収集・提供により、農地の効率的な利用を推進する。
農産物直売所の活用	本町農産物の販売増加を図るため、直販施設所への農産物出品を促す。
地産地消の促進	本町農産物を住民にPRし、購入や消費を促進するとともに、料理教室等を通じて地産地消を呼び掛ける。また、学校給食及び保育園において地元農産物の使用拡大に努める。
★就農者の確保及び農業従事者の育成	県・JA・農業大学校等と連携しながら、本町での就農者の確保、農業従事者の育成等に努める。

★：第5次総合計画の重点関連施策

<取組における役割>

住民	農業への理解を深めるとともに、本町農産物の購入、地産地消に努めます。また、地域を通じて、農作業の支援や耕作放棄地の活用に積極的に参加します。
事業者	開発事業を行う場合は、周辺の農業への影響を最小限とするように配慮します。また、農作業の支援や耕作放棄地の活用に積極的に参加するとともに、本町農産物の購入に努め、販売や加工における使用に協力します。
行政	農地の活用促進や担い手育成を通じて、耕作放棄地の増加防止に努めます。また、本町農産物の販売促進や地産地消をPRし、農業の活性化を推進します。

担当課：児童課、健康課、農業振興課、学校給食センター

【環境目標】 1 自然とうるおいを大切に共生のまちづくり

【基本方針】 1-1 多様な自然を守り育てる

【基本施策】 **1-1-3 緑化を推進する** (関連する基本方針 3-2 地球温暖化対策を推進する)

<施策の方向性>

自然の緑だけではなく、市街地内の緑も重要です。市街地内の緑も、生物の生息環境や、やすらぎを与える効果だけではなく、騒音・振動等の公害の緩衝帯としての機能、気温上昇の緩和等の快適な住環境の確保や省エネルギーにも貢献します。

そこで、市街地内においても緑あふれるまちとすることを目指します。

このために、公園・広場や緑地を確保するとともに、道路や建物の敷地内においても、樹木の植栽、花壇の設置、屋上や壁面への緑化、生け垣の設置等の多様な方法により、住民・事業者・行政のそれぞれが緑化に取り組むこととします。その際には、町の花であるウノハナやその他の在来種を活用した植栽を促進し、東浦町らしい緑化に努めます。

<現状と将来目標>

項目	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
住民 1 人当たりの公園面積	7.1 m ²	7.3 m ²	7.6 m ²

<施 策>

施策名	概 要
公園・緑地の整備・維持管理	市街地内の緑地、地域の憩いの場、災害時の拠点等の機能を有する公園を計画的に整備し、維持管理を行う。また、開発事業において公園・緑地を適切に創出するように指導を行う。
★公共施設への緑化の推進	学校や道路・河川敷等の公共施設においては、植栽や花壇の整備等、積極的に緑化を行う。
★民有地への緑化の促進	民有地の建物や敷地に対し、生け垣、屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテン等の多様な手法により、緑化を促進する。
地域における花や緑の増加の促進	地域における住民主体の緑化や花植えに関する活動に対し、苗の提供等による支援を行う。

★：第 5 次総合計画の重点関連施策

<取組における役割>

住 民	自宅の庭への緑化や花植え等に積極的に取り組みます。また、地域で取り組む緑化活動に積極的に参加します。
事業者	施設の整備等を行う場合は、建物や敷地内の緑化、屋上緑化、壁面緑化、花植え等を検討し積極的に取り組みます。開発事業を行う際は、開発地内に公園や緑地を整備します。
行 政	公園・緑地の整備・管理や公共施設における敷地内緑化を行うとともに、民有地の緑化に対する啓発や支援を行います。また、市街地における緑化の方法や効用についても啓発や支援を行います。

担当課：環境課、協働推進課、土木課、都市整備課、施設管理担当課

【環境目標】 1 自然とうるおいを大切に共生のまちづくり

【基本方針】 1-2 自然とふれあう空間をつくる

【基本施策】 1-2-1 土や緑とふれあう場を創造する

<施策の方向性>

自然の大切さを実感しながら人と自然が共生するためには、土や緑とふれあう場が必要です。かつての本町は、農地や里山が身近に存在し、住民生活や子どもたちの遊びの中にも土や緑にふれる機会が豊富にありました。しかし、最近の宅地開発により、自然にふれることのできる場所は減少し、生活様式の変化によりその機会も減少しています。

そこで、住民が土や緑とふれあう場や機会の増加に努めます。

このために、緑地の整備、自然散策路の設定を行うとともに、住民による自然観察や体験、農業体験等を促進します。特に、自然環境学習の森においては、住民による保全活動を促進しながら、積極的に利活用を行います。

<現状と将来目標>

項目	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
里山の保全活動参加者数 (年間の延べ参加者数)	97 人	1,277 人	1,600 人

<施 策>

施策名	概 要
★自然環境学習の森の保全	緒川地区の新池周辺約 17ha の広葉樹林・ため池・水田等を人と自然の関係を学ぶ場として利活用を図り、継続的な里山の保全活動を行う。
里山保全活動の促進	緒川新田地区高根の森、石浜地区南ヶ丘緑地、飛山池上緑地等を人と自然の関係を学ぶ場として、利活用を図り、継続的な里山の保全活動を行う。 里山の自然にふれあい、親しみながら散策できる道の設定を行う。
町民農園の整備・管理	耕作放棄地の一部については、町民農園として開設し、農作業を希望する住民に貸出を行う。
★住民による自然観察・体験の推進	自然環境学習の森や高根の森等において、地域や住民活動と連携しながら、里山や河川における自然観察会を開催する。

★：第 5 次総合計画の重点関連施策

<取組における役割>

住 民	自然とふれあうことのできる場所の整備や管理、活動に積極的に参加します。また、身近な地域の中においても、自然にふれあう場所を住民主体で創出するとともに、地域において、自然と親しむ行事を企画・開催します。
事業者	自然とふれあう場所の整備や管理、活動に事業者として積極的に参加するとともに、敷地内の自然を地域に積極的に開放します。
行 政	土地所有者と協力しながら、住民が自然とふれあえる場所を整備するとともに、住民や事業者との協働による施設の管理や自然保全の仕組みを整えます。また、住民が自然とふれあえる行事を開催します。

担当課：環境課、農業振興課、土木課、都市整備課、生涯学習課

【環境目標】 1 自然とうるおいを大切に共生のまちづくり

【基本方針】 1-2 自然とふれあう空間をつくる

【基本施策】 1-2-2 水辺と親しむ場を創造する

<施策の方向性>

本町は、河川やため池等の水辺の自然の多さも特徴です。最近では、治水の効率性・安全性や水への転落防止の観点から、水にふれることのできる場所が少なくなっていますが、レクリエーションや自然や生物を理解できる場として、水辺は生活には大切といえます。また、水辺は、多様な動植物が生息する空間としても重要です。

そこで、河川やため池等の水辺において、住民が水や生き物、風景に親しめる場の増加に努めます。

このために、親水性に配慮した河川やため池の改修や環境整備を促進する、住民や事業者とともに河川やため池を保全・管理する活動を促進します。

<現状と将来目標>

項目	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
河川やため池等の保全や水に親しめる空間の多さへの満足度	12.5%	18.1%	20%

※アンケート調査において「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合の合計

※「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答する人が概ね5割増えることをめざします。

<施策>

施策名	概要
河川やため池を守る活動の促進	現在、明徳寺川で行われている住民・事業者による愛護活動や水質浄化活動を、他の河川やため池に展開する。
河川改修における親水性の向上	河川改修の際には、治水の効率性や安全性に配慮しながら、親水性向上や多自然川づくりの考え方を導入する。
河川やため池周辺の修景	河川やため池周辺を親しみのある風景とするため、植栽や花壇の設置、既存樹木の保全等により修景を行う。

<取組における役割>

住民	地域活動としての河川やため池の整備・保全の取組に積極的に参加し、水辺における散策、自然観察等の活動を行います。
事業者	事業活動を行う場合は、水辺空間の保全に配慮します。また、河川やため池の整備・保全の地域活動に積極的に参加します。
行政	河川やため池の整備・改修の際には、治水や安全性に配慮しながら、親水性や自然性を創出するように努めます。県による河川改修等に対しても要望します。

担当課：環境課、農業振興課、土木課、都市整備課

【環境目標】 1 自然とうるおいを大切に共生のまちづくり

【基本方針】 1-3 歴史・文化と調和したまちをめざす

【基本施策】 1-3-1 地域の個性を活かした環境を形成する

<施策の方向性>

住民が本町への郷土意識を感じながら快適に生活するためには、東浦町らしい個性を活かした環境を大切にすることが必要です。本町には、境川・衣浦湾沿いの臨海部、平地に水田が広がる農地、住宅・商業・業務施設が立地する市街地、里山を背景に農地が入り組む景観や丘陵地の郊外住宅地等、多様な風景を有しています。しかし、経済性や効率性を優先した都市整備や施設整備により、本町の個性ある風景の喪失が懸念されます。

そこで、景観や住環境など、本町の個性を活かした環境づくりに努めます。

このために、本町の個性ある風景を住民とともに共有するとともに、景観形成に関する総合的な取組を行い、公共施設の整備や民間の建築・開発行為における環境や風景への配慮を促進します。また、住民における住環境の保全や創出に関する活動を促進します。

<現状と将来目標>

項目	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
まちなみの美しさ、快適な住環境に対する満足度	24.7%	26.5%	30%

※アンケート調査において「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合の合計

※「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答する人が概ね2割増えることをめざします。

<施策>

施策名	概要
本町の個性ある風景の広報	本町の個性ある風景を取材したものを広報する。
景観づくりの推進	「(仮称)東浦町景観計画」を策定して、本町の景観形成の基本的な考え方を設定し、住民、事業者、行政の協働による景観形成に取り組む。
公共施設整備における景観配慮の推進	道路・公園・河川や町の建物の整備・改修においては、環境や景観に調和したデザインとする。
住民による住環境保全活動の促進	住民主体による環境の保全や創造に関する活動に対し、助言や資材の提供等の支援を行う。

<取組における役割>

住民	身近な住環境に関心を持つとともに、環境や風景を保全する活動に積極的に参加します。また、自宅等を建築する際には、周囲の環境や風景に配慮したデザインに努めます。
事業者	事業所等の建築や開発行為を行う際には、周囲の環境や風景に配慮したデザインに努めます。
行政	「(仮称)東浦町景観計画」を策定し、景観に関する取組を積極的に行います。公共施設の整備や改修においては、周囲の環境や風景に配慮したデザインを率先して行います。また、住民による住環境保全活動への支援を行います。

担当課：環境課、秘書広報課、協働推進課、土木課、都市整備課

【環境目標】 1 自然とうるおいを大切に共生のまちづくり

【基本方針】 1-3 歴史・文化と調和したまちをめざす

【基本施策】 1-3-2 歴史・文化資源を保存・活用する

<施策の方向性>

本町には国指定文化財の入海貝塚をはじめとして、7件の県指定文化財、27件の町指定文化財があります。また、緒川城址、於大公園、うのはな館（郷土資料館）、乾坤院は、本町でも多くの歴史・文化資源のある場所として多くの方が訪れています。歴史・文化資源は、本町を特徴づけるものであるとともに、地域の成り立ちや環境の変化を伝え残す大切なものといえます。

そこで、本町の貴重な歴史・文化資源の保存及び活用に努めます。

このために、文化財や伝統行事の保存や継承を行うとともに、多様な人材により文化財等を住民や来訪者に知ってもらおう活動を促進します。また歴史・文化の拠点として、うのはな館の活用を図ります。

<現状と将来目標>

項目	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
うのはな館（郷土資料館） の年間延べ来館者数	23,424 人	24,565 人	25,600 人

<施策>

施策名	概要
文化財及び伝統行事の保存	指定文化財をはじめとした歴史・文化資源や、地域のまつり等の伝統行事の保存・継承を行う。
ボランティア等による文化財の紹介・活用	郷土の歴史や文化を住民や来訪者に解説・案内するボランティアを育成し、その活用を図る。
うのはな館（郷土資料館）の管理・運営	来館者が快適な環境で展示品を鑑賞できるように、歴史資料を適正な環境で保管・展示する。また、住民向けに歴史・文化講座や各種イベントを開催する。

<取組における役割>

住民	本町の歴史・文化に関心を持ちながら、その保存や活用、町外への紹介に積極的に協力します。また、うのはな館を積極的に利用します。
事業者	事業活動や開発行為を行う場合は、本町の歴史・文化の保全に配慮します。また、地域の伝統行事の保存にも協力します。
行政	文化財等の歴史資源の保存に取り組むとともに、住民による歴史・文化資源や伝統行事の保存や活用、紹介する活動への支援を行います。うのはな館は、本町の歴史・文化拠点としての活用を図ります。

担当課：生涯学習課

【環境目標】 1 自然とうるおいを大切に共生のまちづくり

【基本方針】 1-3 歴史・文化と調和したまちをめざす

【基本施策】 1-3-3 地域の美化を推進する

<施策の方向性>

本町は良好な住環境を有するものの、道路や空き地にはごみのポイ捨てや不法投棄、ペットのフンの放置も見られ、地域の美化を阻害しています。また、最近では放置された空き地や空き家等に繁茂する雑草により、美化だけではなく衛生上の課題も生じています。これらは、個人のモラルに起因しますが、住民にとっては身近で大きな環境問題であり、解決が必要となっています。また、空き地や山林における廃棄物の不法投棄や産業廃棄物処理施設の増加も課題となっています。

そこで、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止、ペットのフンの放置の防止、空き地・空き家等の適正管理等を主な対象とした地域の美化の推進に努めます。

このために、ごみのポイ捨てやペットのフンに対しては「東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づく取組を推進するとともに、空き地・空き家等の問題については所有者への啓発をより一層行うなど、地域、住民、行政の協働による取組を促進します。

<現状と将来目標>

項目	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
ごみのポイ捨てや不法投棄が少ない等、まちのきれいさに対する満足度	24.7%	28.9%	30%

※アンケート調査において「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合の合計

※「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答する人が概ね2割増えることをめざします。

<施 策>

施策名	概 要
ごみのポイ捨て防止の啓発	広報・ホームページや看板等により、ポイ捨ての防止を住民に呼び掛ける啓発活動を実施する。また、交差点付近の花壇などきれいな空間の設置等、ポイ捨てがしにくい空間への改善を地域との協働により推進する。
ごみゼロ運動や地域の清掃活動の促進	住民が主体となって実施するごみゼロ運動や草刈等の活動に対し、資材の提供やごみ搬出等の支援を実施する。
空き地・空き家等の管理に対する指導の推進	空き地の雑草やごみの散乱、適切な管理がされていない空き家等による住環境への悪影響を防止するため、空き地・空き家等の所有者に適切な管理を指導するための仕組みを整備する。

<取組における役割>

住 民	ごみのポイ捨てやペットのフンの放置をしないように心掛けるとともに、地域の美化活動等に積極的に参加します。また、アダプトプログラムにより身近な公共空間の美化にも参加します。
事業者	従業員にごみのポイ捨て等をしないように周知するとともに、事業者による美化活動の実施、地域の美化活動への参加を行います。また、アダプトプログラムにより公共空間の美化にも参加します。
行 政	道路・公園や公共施設の美化を図るとともに、ごみのポイ捨てやペットのフンの放置を防止するため、広報等による住民への啓発を実施するとともに、住民による美化活動を支援します。また、空き地・空き家等の現状を把握し、所有者に適切な管理を促す仕組みの検討を行います。

担当課：環境課、協働推進課、都市整備課

2 いのちと健康を大切に安全のまちづくり

【環境目標】 2 いのちと健康を大切に安全のまちづくり

【基本方針】

2-1 公害のないまちをめざす

【基本施策】

2-1-1 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などを防止する

【基本施策】 2-1-1 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などを防止する

<施策の方向性>

大気汚染については、これまでは事業所からのばい煙、自動車等からの排気ガスが主な原因となっていました。しかしこれらの状況は改善されています。しかし最近では微小粒子状物質（PM2.5）による健康への影響が懸念されており、本町付近でも県が常時測定を行っています。高濃度を観測した場合は、本町でも注意喚起情報を発信することとなっています。

水質汚濁については、事業所等からの事業系排水や、家庭からの生活排水が主な原因となっています。かつては、事業系排水が主な原因でしたが、現在では大きく改善され、生活排水が大きな原因となっています。

騒音については、日常生活と密接な関わりを持ち、発生源も多様であることから、住民からの苦情も多くなっています。振動については建設作業が主な発生源となり、近隣の住民に悪影響を及ぼしています。

悪臭については、不快感、嫌悪感を与え、心理的・生理的被害をもたらすことから、苦情が多くなっています。対策を講じても完全な除去が難しいことや、感じ方に個人差もあることが、解決を難しくしています。

これらをはじめとした公害については、最近では大きな被害や悪化の状況は見られませんが、生活環境において公害のないまちづくりは重要です。そこで、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭をはじめとした公害全般について、その被害や影響の発生の防止に努めます。

このために、今後とも、国の定める環境基準を超えないことを基本とし、各種の環境測定の実施による公害の監視、事業所等との協定の締結や指導の実施、水質汚濁防止のための下水道整備や接続の促進、家庭から発生する生活公害の防止に向けた啓発など、県や事業所等と連携した取組を推進します。

<現状と将来目標>

項目	平成 21 年度（実績）	平成 26 年度（実績）	平成 32 年度（目標）
環境基準達成率 （ダイオキシン類濃度、 河川の BOD、騒音等）	100%	100%	環境基準の達成

※すべての項目について環境測定の結果の数値を公表し、環境基準未達成の項目については、別記公表します。

<施 策>

施策名	概要
公害防止協定の締結促進	事業所と町との公害防止協定の締結を促進し、必要に応じて事業所への立ち入り調査や協定の見直しを行う。
ダイオキシン類発生防止の推進	ダイオキシン類を発生する事業者に対し、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく県への届出等の対応を行うように啓発・指導を行う。
大気状況の調査	定点観測地点で二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及びダイオキシン類の測定を行い、大気汚染の状況を観測する。
野焼き等による廃棄物焼却の抑制	野焼きや家庭での廃棄物焼却を防止するため、野焼き等が周囲に及ぼす悪影響や違法性を広報やホームページ等を通じて周知するとともに、環境監視パトロールによる指導を行う。

施策名	概要
★公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の普及促進	生活排水による水質汚濁を防止するため、公共下水道整備を推進するとともに、整備済区域においては、 <u>公共下水道への接続を行う</u> 。また、下水道整備計画区域外においては合併処理浄化槽の設置を促進する。
家庭からの生活排水による水質汚濁防止	台所・風呂・洗濯により汚濁した生活排水を流さないように、家庭向けの啓発活動を行う。また、水質汚濁防止及び下水道施設の損傷防止のため、熱湯や油などを下水道に流さないように住民に啓発を行う。
水質状況の調査	定点観測地点で水素イオン濃度、BOD、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌群数の測定を行い、水質状況を監視する。
特定施設・特定建設作業の届出及び指導の推進	「騒音規制法」「振動規制法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」により義務付けられている特定施設及び特定建設作業の届出を徹底させ、必要に応じて指導を行う。
騒音状況の調査	道路沿道における定点観測地点で騒音の測定を行い、環境基準の達成状況を確認する。
悪臭を排出する事業所の届出・指導の推進	「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、悪臭を排出する事業所に対する届出を徹底させ、状況を把握するとともに、必要に応じて指導を行う。
<u>土壌汚染・地盤沈下に関する監視・指導の推進</u>	<u>県と協力しながら、「土壌汚染対策法」「工業用水法」に基づき保全に向けた取組みを事業者</u> に啓発するとともに、必要に応じて土壌調査を行い、 <u>地盤沈下については、県指定の既設井戸の地下水位の測定を行い地下水位の動向を把握し注視する。</u>

★：第5次総合計画の重点関連施策

(施策推進のためのその他の取組)

愛知県環境対策資金の利用促進

住民や事業者への公害の発生・防止に関する情報提供

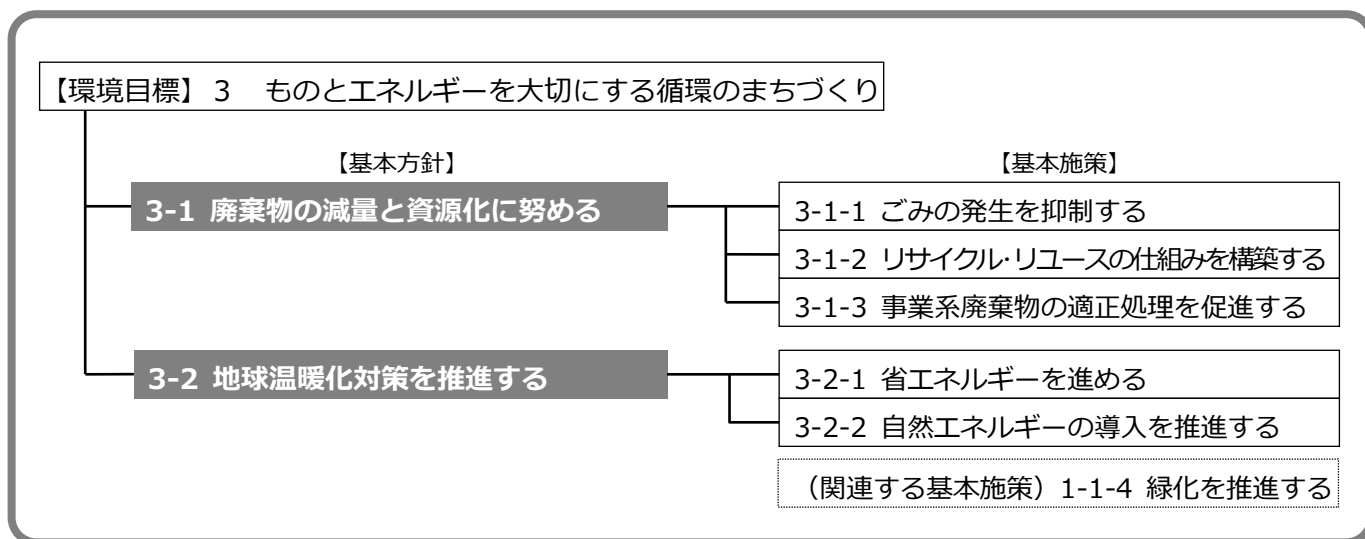
微小粒子状物質(PM2.5)の観測結果及び情報提供

<取組における役割>

住民	各種の公害に対する関心を持ち続けるとともに、自らの生活から大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害を発生させないように注意します。
事業者	法令や公害防止協定を遵守するとともに環境調査等に協力し、各種の公害の発生防止に努めます。また、近隣への説明や情報提供に努め、相互理解やトラブルの防止に努めます。
行政	公害防止協定の締結を事業所に呼び掛け、監視・指導を行うとともに、環境調査を的確に実施し、住民への結果公表や必要に応じた注意喚起等を行います。また公害の防止・抑制につながる施策・事業を住民や事業者へPRし、活用を促進します。

担当課：環境課、農業振興課、商工振興課、上下水道課

3 ものとエネルギーを大切に作る循環のまちづくり



【基本施策】 3-1-1 ごみの発生を抑制する

＜施策の方向性＞

本町ではここ数年、住民1人当たりの年間ごみ排出量は減少傾向にあります。しかし、処理施設である東部知多クリーンセンターの焼却炉は稼働後27年が経過していることや、不燃ごみや焼却灰の最終処分地の確保が必要であり、町の大きな財政負担を伴っていることから、ごみ減量は課題となっています。

そこで、ごみとして出される総量の減少を目指します。

このためには、分別収集の徹底により資源化を促進するとともに、レジ袋の削減や包装簡素化を促しながら、ごみを出さない生活を呼び掛けます。生ごみのたい肥化やせん定の枝のチップ化など、家庭でできるごみの資源化の取組を促進します。

＜現状と将来目標＞

項目	平成21年度（実績）	平成26年度（実績）	平成32年度（目標）
住民1人当たりの ごみ年間排出量 （資源ごみを除く）	187kg	184kg	175kg

＜施策＞

施策名	概要
ごみの減量・分別の啓発	ごみを出さない生活習慣への改善、ごみの分別収集の徹底によるごみ減量について、その必要性や効果とあわせて、広報・ホームページによる発信、地域活動の中での啓発、ごみ分別解説書の作成、ごみステーションへの指導看板等の多様な方法により住民に呼び掛ける。また、子ども、転入者、外国人にもわかりやすい分別方法の情報提供に努める。
マイバック持参や包装容器簡素化の推進	買い物時のマイバック持参によるレジ袋の削減、包装容器の簡素化やトレイの削減を住民や小売店等に協力を呼び掛けるとともに、取組の成果についての情報をホームページ等において公開する。
生ごみのたい肥化促進	生ごみ処理機、生ごみ処理容器の購入費補助、アスパの無料配布を通じて、生ごみのたい肥化及び家庭菜園でのたい肥の活用を促進し、ごみ減量を図る。
せん定枝のチップ化促進	公園や街路樹の管理により発生するせん定枝をチップ化し、植込のマルチング材として使用する。また、町が所有する粉砕機の貸出等を通じて、家庭におけるせん定枝のチップ化を促進する。

＜取組における役割＞

住民	ごみの減量・分別に積極的に取り組むとともに、ごみステーションの管理には多くの住民が関わり、分別意識を高めます。また、マイバック持参、生ごみたい肥化、せん定枝のチップ化にも積極的に取り組みます。
事業者	自らが排出するごみの減量に取り組むとともに、製品の製造・販売において、包装の簡素化等ごみ減量に貢献するように工夫します。
行政	ごみの減量・分別収集の徹底を住民や事業者呼び掛けるとともに、排出ごみの減量に取り組みます。また、マイバックの推奨や包装容器の簡素化、生ごみのたい肥化、せん定枝のチップ化等によるごみ減量に向けた取組を促進します。

担当課：環境課、商工振興課、都市整備課

【基本施策】 3-1-2 リサイクル・リユースの仕組みを構築する

＜施策の方向性＞

ごみの減量化を図るためには、資源ごみ回収や不用品の交換を進める等、リサイクル（再生利用）・リユース（再利用）の仕組みを整えることが必要です。本町の資源ごみ回収の状況は、生活様式の変化により、びん・紙・布は減少、金属類は横ばい、プラスチックは増加傾向にあります。資源ごみ回収は町が地域団体と連携して実施しており、また、不用品の交換は住民によるバザー等で行われています。

そこで、物を長く大切に使い、ごみの減量化を図るため、リサイクルやリユースを普及させ、その仕組みの構築に努めます。

このために、リサイクルのための資源ごみの回収を促進するとともに、バザー等住民同士での不用品交換の促進、図書館の除籍本の再利用促進を図ります。また、イベント等において再利用できる容器等の利用の促進を図ります。

＜現状と将来目標＞

項目	平成 21 年度（実績）	平成 26 年度（実績）	平成 32 年度（目標）
ごみ排出量に対する資源ごみ量の割合	25.9%	22.0%	24.2%

＜施策＞

施策名	概要
資源ごみ回収の促進	住民に資源ごみの出し方を周知し、地域団体と協働して、資源ごみ回収を促進する。
不用品再利用の促進	不用品に対する「あげます」「欲しい」等に関する情報のマッチングを促進し、不用品の交換や再利用を推奨します。また、住民によるバザーの開催に対し、開催情報を周知する等による支援を行う。
本のリユースの推進	図書館で除籍した本を保育園や児童館等にて利用する。また、住民に譲渡することにより、本の再利用を推進する。
容器等再利用の推進	地域や企業の行事等において使用するコップ・食器・箸について、使い捨てではなく、再利用が可能な製品の使用を促進する。

＜取組における役割＞

住民	資源ごみを分別してごみステーションに出すとともに、バザー等への参加や再利用品の活用を積極的に行います。
事業者	資源ごみの回収や資源化に協力するとともに、住民によるバザー等に協賛する等の協力を行います。
行政	住民との協働による資源ごみの回収、資源化を推進するとともに、不用品の交換・再利用に対する支援を行います。また、住民やコミュニティ推進協議会が行う資源ごみ回収やバザー等の開催に対する支援を行います。

担当課：環境課、図書館

【基本施策】 **3-1-3 事業系廃棄物の適正処理を促進する**

＜施策の方向性＞

事業活動により排出される廃棄物は、事業者が責任を持って処理することとなっています。一般廃棄物については、事業者の責任による可燃ごみの処理、資源ごみのリサイクルを促進しており、町内で新たに設置された産業廃棄物処理施設での産業廃棄物については「産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例」により、県と協力して処理施設の監視を行っています。最近では廃棄物投棄に関する苦情が増加しており、不法投棄に関する監視体制の強化も求められています。また、食品、容器包装、家電、建設等の各種リサイクル法が施行されており、法令に基づくリサイクル処理が義務付けられています。

そこで、事業系廃棄物の適正処理を促進し、不法投棄等の防止に努めます。

このために、県と協力して、事業者に対する廃棄物の適正処理を啓発します。特にフロン類使用製品については法に基づく処理の徹底を呼び掛けます。また、環境監視員による監視活動や住民等の協力により、不法投棄の防止や早期発見を図ります。

＜現状と将来目標＞

項目	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
不法投棄の発見箇所数 (年間延べ発見件数)	1,448 か所	1,044 か所	1,000 か所

＜施策＞

施策名	概要
産業廃棄物処理施設に対する監視の推進	県と合同で産業廃棄物処理施設への立入調査・指導を行うことにより、違法行為の防止、早期発見、適正化等の監視を推進する。
環境監視パトロールの強化	住民や事業者等の協力を得て、不法投棄等を防止・早期発見するための監視パトロールを強化する。

（施策推進のためのその他の取組）

フロン類の適正処理に関する啓発・情報提供

＜取組における役割＞

住 民	環境監視パトロールに協力するとともに、自分や周囲の人が不法投棄等を行わないように相互に注意します。
事業者	事業活動により発生する廃棄物を法に基づき適切に処理するとともに、リサイクル等に向けて積極的に取り組みます。また、環境監視パトロール等に積極的に協力します。
行 政	事業者に対する指導、産業廃棄物処理施設に対する監視・指導を通じて、事業系廃棄物の適切な処理、産業廃棄物等の不法処理・不法投棄の防止を推進します。フロン類に関する基礎的情報の周知を図り、フロン類の適切な回収・処理を促進します。

担当課：環境課

【基本施策】 3-2-1 省エネルギーを進める

＜施策の方向性＞

地球温暖化対策を進めるためには、エネルギー消費量の削減が必要です。化石燃料の燃焼や電気・ガス・水道等の使用により、自然界の二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの量が増加し、地球温暖化に影響するとされています。地球温暖化防止、省エネルギーのためには、事業者及び住民の各世帯の取組の積み重ねが重要になります。最近では自動車や家電製品等の省エネルギー化や、住民の省エネルギー意識の向上もあり、温室効果ガス排出量は横ばい傾向になってはいますが、削減のためにはさらなる取組が必要となっています。

また、平成 27 年には COP21（国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議）が開催され、地球温暖化防止のための新たな国際枠組みが設定されることから、我が国においても、さらなる地球温暖化防止、省エネルギーに向けた取組が急務となっています。

このために、家庭や事業所におけるエネルギーを効率的に使用する機器等の導入を促進するとともに、公共交通機関の利用や徒歩・自転車の促進により、必要以上の自動車利用を抑制し、燃料としてのエネルギーの削減を図ります。

＜現状と将来目標＞

項目	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
1 世帯当たりの 電力年間消費量	4,910kWh/世帯	4,667kWh/世帯	4,387 kWh/世帯
1 世帯当たりの 都市ガス年間消費量	196m ³ /使用世帯	148m ³ /使用世帯	139m ³ /使用世帯

※中部電力、東邦ガス提供データによる、東浦町内の使用電力(家庭用電力と街灯用)、都市ガス消費量を世帯数(都市ガスは使用世帯)で除したもの

＜施策＞

施策名	概要
★高効率エネルギーシステムの設置促進	省エネルギーに貢献する家庭用燃料電池システム（エネファーム）の住宅への設置を広報等により促進するとともに、住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金により、設置費用の一部を補助する。
公共交通機関の利用促進	自動車から電車・バスへの転換を誘導するため、町運行バス「う・ら・ら」の利便性を向上させるとともに、民間の協力により鉄道駅周辺のパーク＆ライド等の実施を推進する。
徒歩や自転車の促進	自動車利用からの転換を誘導するため、歩道や自転車走行環境の充実、不用自転車の再利用等により、徒歩や自転車利用を促進する。

★：第 5 次総合計画の重点関連施策

（施策推進のためのその他の取組）

- 省エネルギー機器の導入促進
- 環境に配慮した建築物の促進
- 低公害車の導入促進
- 環境にやさしい生活の促進

【環境目標】 3 ものとエネルギーを大切にする循環のまちづくり

【基本方針】 3-2 **地球温暖化対策を推進する**

<取組における役割>

住 民	環境に配慮したエコライフ、バスや鉄道利用を積極的に行うとともに、家庭における省エネ型の機器や設備の導入に努めます。
事業者	事業活動における環境配慮行動、O A 機器や照明への省エネルギー機器の導入に取り組みます。また、事業所等の建替え・改修の際には、エネルギー効率に配慮した建築物とします。
行 政	町の施設において率先的に省エネルギーに取り組むとともに、省エネルギーや <u>地球温暖化防止</u> に貢献する技術や補助制度等を住民や事業者に情報提供します。

担当課：環境課、防災交通課、土木課、都市整備課

【基本施策】 3-2-2 自然エネルギーの導入を推進する

<施策の方向性>

地球温暖化の防止を図るためには、エネルギー消費量の削減とあわせて、石油等の化石燃料に替わる新たな自然エネルギーを導入する必要があります。本町では、一部の公共施設に太陽光発電システムを導入するとともに、住宅における設置も多くなっています。今後は、太陽光の他、風力、バイオマスなどの多様な自然エネルギーの活用が求められます。

そこで、今後も、行政・事業者・住民のそれぞれにおける自然エネルギーの活用を目指します。

このためには、地球温暖化対策機器設置費補助金により住宅での太陽光・太陽熱エネルギーの活用を促進します。今後も住民・事業者・行政において導入の可能性も検討します。

<将来目標>

項目	今後の目標
町内における自然エネルギーを利用した機器の設置	自然エネルギーを利用したシステムを住宅、事業所、その他の様々な施設への導入を働きかけ、設置の促進を図る。

<施策>

施策名	概要
★住宅用地球温暖化対策機器の設置促進	太陽光発電システム、太陽熱システム、太陽熱高度利用システムの住宅等への設置を広報等により促進する。なお、普及状況を勘案しながら、住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金により、設置費用の一部を補助する。

★：第5次総合計画の重点関連施策

(施策推進のためのその他の取組)

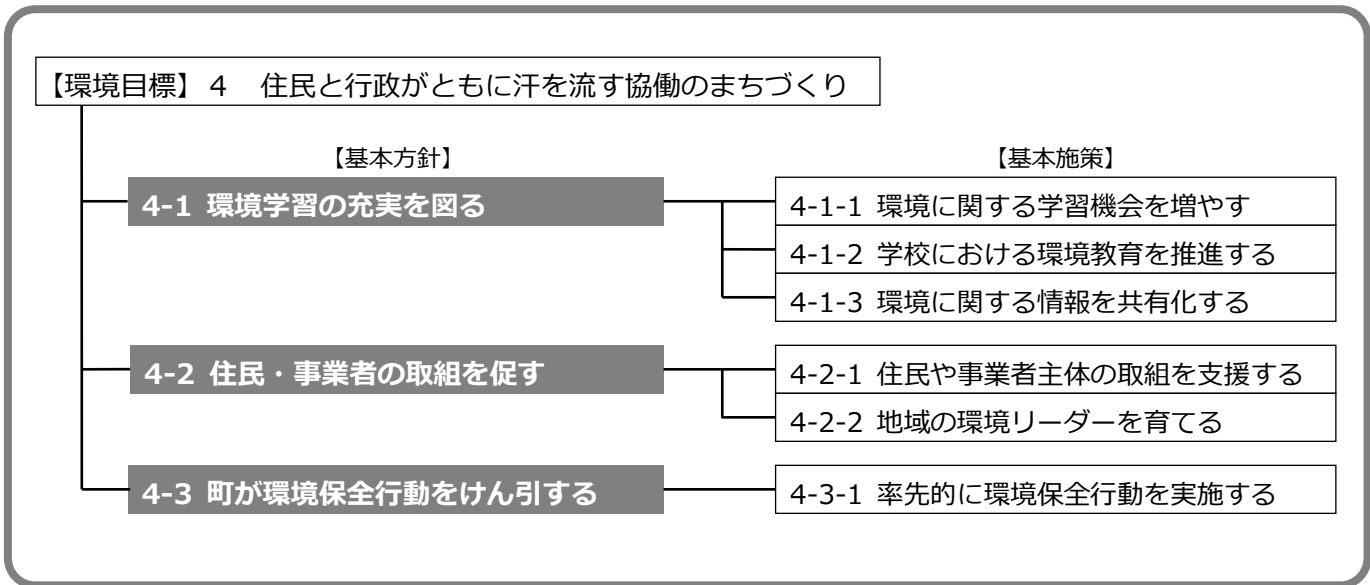
愛知県環境対策資金の利用促進
 風力・バイオマス等の再生可能エネルギーの利用可能性の検討
 自然エネルギー活用に向けた補助事業等に関する情報提供、活用促進

<取組における役割>

住 民	自然エネルギーについての理解を深め、住宅において太陽光発電等の自然エネルギー活用のための機器を積極的に導入・検討します。
事業者	太陽光発電等の自然エネルギー活用のための機器を積極的に導入・検討します。 遊休地等を活用した太陽光パネルの設置等も検討します。
行 政	町の施設の新設・建替の際には、太陽光発電システム等の自然エネルギーの導入を検討します。 補助・支援制度の活用による住宅や事業者における太陽光発電等の導入を啓発します。

担当課：農業振興課、環境課

4 住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり



【基本施策】 4-1-1 環境に関する学習機会を増やす

<施策の方向性>

日常生活の中での環境保全の取組を促進するためには、地球温暖化の防止、ごみの減量、生物多様性の保全等、住民が環境について学ぶ機会を増やすことが必要です。現在も、公民館等で環境講座や自然観察会等を開催したり、住民グループも独自に催し物を開催していますが、今後もこれらの機会を増やしていく必要があります。

このために、既存の環境講座や催し物とも連携しながら環境に関する講座の充実を図るとともに、地域が自主的に行う環境学習や自然観察等を支援し、住民の参加の拡大を図ります。

<現状と将来目標>

項目	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
環境に関する講座・教室の年間延べ参加人数	269 人	712 人	900 人

<施策>

施策名	概要
★環境関連講座の充実	生涯学習講座等において、環境関係の内容の講座を充実させるとともに、住民への周知をより充実して参加者数の拡大を図る。特に、社会的課題となっている省エネルギー、ごみの分別や減量、環境保全等に関する講座を充実させ、地域の環境への貢献を図る。
★環境学習の充実	コミュニティ推進協議会等の環境に関する活動や環境学習の充実を促進するための協力・支援を行う。
★住民による自然観察会等の拡大	自然環境学習の森、高根の森、明德寺川、その他の町内の河川や里山等において、自然観察会や自然体験の機会となる催しを開催する。また、住民団体等が主催する自然観察会とも協力して機会の拡大を図る。

★：第 5 次総合計画の重点関連施策

<取組における役割>

住民	環境に関する学習会等に積極的に参加し、環境に配慮する生活の実践に努めます。また、地域やグループで環境学習を企画・開催します。
事業者	環境に関する学習会等に参加するとともに、住民と環境を学ぶ機会の提供に協力します。
行政	住民が環境について学び、体験することのできる機会を多く提供します。また、コミュニティ推進協議会や住民団体と連携しながら、環境に関する学習会等を効果的に開催します。

担当課：環境課、協働推進課、都市整備課、生涯学習課

【基本施策】 4-1-2 学校における環境教育を推進する

<施策の方向性>

住民の環境行動の促進のためには、将来を担う子どもたちへの環境教育も不可欠になります。子どもへの環境教育は、家族をはじめとした大人への波及効果も期待されます。また、小中学校での環境をテーマにした学習、学校自然観察池の管理、地域の環境保全活動への参加が精力的に行われています。

そこで、今後も学校における子どもたちへの環境教育の推進・充実に努めます。

このために、専門家等と連携して小中学校の環境学習の充実を図るとともに、学校と地域との連携・協働による環境活動を推進します。

<将来目標>

項目	今後の目標
小中学校における環境学習の実施	各学校の主体性のもとで今後も継続的に実施する

<施策>

施策名	概要
★学校における環境教育の充実	専門家や環境活動を実践している人と連携しながら、理科、社会科、生活科や総合学習、課外活動を活用して、小中学校における環境学習を充実させ、環境に関する知識の向上、環境行動の普及・啓発を行う。
学校と地域の協働による環境活動の推進	小中学校の児童生徒が地域の美化、河川やため池の保全、自然観察会に参加することにより、地域の環境活動への参加機会を増やし、協働の実践体験を行う。

★：第5次総合計画の重点関連施策

<取組における役割>

住民	小中学校における環境教育に積極的に協力します。また、子どもと一緒に環境の保全に向けた行動を行います。
事業者	地域の小中学校における環境教育に積極的に協力します。
行政	小中学校における環境教育に、 <u>専門家や住民</u> との協働により積極的に取り組みます。

担当課：環境課、協働推進課、学校教育課、生涯学習課

【基本施策】 4-1-3 環境に関する情報を共有化する

＜施策の方向性＞

効果的な環境施策の実施や環境行動の促進のためには、本町の環境に関する状況を理解することが必要です。求められる情報としては、ごみの排出状況やリユース・リサイクルの現状、本町の生物生息状況、大気・水質・騒音・振動等の公害に関する測定値、二酸化炭素の排出状況、住民やコミュニティ推進協議会・学校・事業者・行政の環境活動の状況、環境講座の実施情報等、様々なものがあります。現在は、本町では環境課ホームページによる情報提供が中心となっていますが、環境に関する様々な情報やアイデア等について、住民・事業者・行政が共有し、それを活用して環境行動につなげることが求められます。

そのために、行政においては環境に関する各種の情報やアイデア、施策の状況等について、多様な手段で発信して住民に伝えます。また、住民・事業者が持つ情報・アイデアを整理し公表して、その利活用を促進します。

＜現状と将来目標＞

項目	平成 24 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
東浦町環境課のホームページやフェイスブックへの情報掲載数	54 件	55 件	100 件

＜施策＞

施策名	概要
環境に関する多様な情報の発信	本計画に基づく施策の実施状況、本町の環境の現状データ、地域・住民・事業者の環境活動の紹介、環境に配慮した生活のヒント等、環境に関する最新の情報を広報やホームページ、フェイスブック等を通じて発信する。また、住民が気軽に環境に関する情報や資料に接することができるように、図書館に環境に関する図書や資料の特集展示を行う。
環境情報の整備・充実と利活用の促進	本町の環境の状況を客観的に伝えるために作成している「東浦町の環境」を、データ化して公表する。住民や事業者の有する環境に関する情報・アイデアの提供を受け、ホームページや広報紙で情報提供を行う。

＜取組における役割＞

住民	環境に関する情報に積極的に接し、住民自身の環境行動に役立てます。また、住民が知っている情報を積極的に提供・発信します。
事業者	事業者として持っている環境情報を積極的に提供・発信し、情報の共有化に協力します。
行政	町内の様々な情報の収集・整理・提供について、主体的に実施するとともに、情報を住民や事業者と効率的に共有できる方法を検討します。

担当課：環境課、秘書広報課、図書館

【基本施策】 4-2-1 住民や事業者主体の取組を支援する

＜施策の方向性＞

環境保全のためには、行政だけではなく、住民や事業者が主体となった取組が不可欠です。東浦町の環境を守る基本条例には、環境保全のための町の責務とともに住民及び事業者の責務を定めており、条例に基づく主体的な取組や協力が求められています。環境省では低炭素社会の実現に向けた「Fun to Share」、県では「あいちエコチャレンジ 21」などにより、住民による身近な取組を推進しています。

本町においては、これまでもコミュニティ推進協議会において環境保全に関する取組が行われていますが、環境に関心をもつ住民グループの活動も盛んに行われています。これらの活動は、行政と住民との連携により、効果がさらに大きくなることが期待されます。

そこで、住民や事業者が主体となった環境に関する様々な取組を活発化させ、その支援に努めます。

このために、アダプトプログラムを活用した環境活動や美化活動を促進するとともに、資材や情報の提供等の支援を通じて住民・事業者主体の活動を促進し、行政との連携機会の増加を図ります。

＜現状と将来目標＞

項目	平成 21 年度（実績）	平成 26 年度（実績）	平成 32 年度（目標）
アダプトプログラムの登録団体数	5 団体	30 団体	40 団体

＜施策＞

施策名	概要
アダプトプログラムの推進	道路・公園・河川等の公共施設において、住民や事業者がボランティアとして美化活動等を行うアダプトプログラム（里親制度）を推進する。
住民主体の環境保全活動に対する支援	コミュニティ推進協議会やその他の住民団体による自主的な環境保全活動を促進するため、資材提供や情報提供等により協力・支援する。

（施策推進のためのその他の取組）

事業者による環境配慮活動の促進

＜取組における役割＞

住民	東浦町の環境を守る基本条例に基づき、住民としての責務を果たします。また、環境配慮指針を参考にしながら、個人や家族、グループでできる環境保全活動に取り組むとともに、コミュニティ推進協議会が実施する美化や環境保全活動に積極的に参加します。
事業者	東浦町の環境を守る基本条例に基づき、事業者としての責務を果たします。また、環境配慮指針を参考にしながら、地域の環境保全に貢献する取組を積極的に行うとともに、住民による環境保全活動に参加・支援を行います。
行政	環境を守るための指針（環境配慮指針）を住民や事業者に周知し、環境保全活動を支援し、活動の活発化を促進します。

担当課：環境課、協働推進課

【基本施策】 4-2-2 地域の環境リーダーを育てる

＜施策の方向性＞

住民や地域が主体となって環境活動を促進するためには、活動の企画・運営を担うリーダーが必要になります。地域の環境活動はコミュニティ推進協議会が担っていますが、さらに多様な環境活動を促進するためには、賛同する多くの住民と多くの環境リーダーが必要です。

これまで、環境関連講座や自然観察会等が開催され、環境の知識を有する住民は着実に増えていますが、さらに地域の活動をけん引する研修や仕組みが必要といえます。また、こどもエコクラブは、自分の住む地域の環境活動の取組を学ぶ大切な機会であるとともに、将来の環境リーダーとしての成長も期待されます。

このために、環境関連の講座等との連携を図りながら、地域の環境活動の担い手となるリーダーの養成に取り組みとともに、こどもエコクラブの活動を充実させ、子どもたちの参加を促進します。

＜現状と将来目標＞

項目	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
こどもエコクラブへの年間参加延べ児童数	2 人	695 人	1,030 人

＜施策＞

施策名	概要
環境リーダーの養成と活動機会の創出	地域の環境保全活動を企画・運営する人材を養成する講座を開催し、環境知識と行動力のある環境リーダーの養成を図るとともに、養成された環境リーダーが実践活動を行う機会となる環境活動の実施を支援する。
こどもエコクラブの推進	子どもたちを中心に生きもの調査、緑化活動、リサイクル活動等に取り組むこどもエコクラブへの登録、クラブ活動への参加を促進する。

＜取組における役割＞

住民	環境に関する知識や行動力を身につけて、環境リーダーとしての活動を行います。また、環境リーダーを中心とした地域の環境保全活動に積極的に参加します。
事業者	環境リーダーの育成に協力しながら、住民や行政と協働して環境保全活動に積極的に参加します。
行政	環境リーダーを講座や研修の開催を通じて育成・活用して、住民・事業者との協働による環境保全活動の実施を推進します。行政職員も環境リーダーとして地域において積極的に活動します。

担当課：環境課

【基本施策】 4-3-1 率先的に環境保全行動を実施する

<施策の方向性>

住民や事業者の環境行動だけではなく、町も一事業者として、生物多様性の保全、公害の防止、ごみの減量、地球温暖化の防止等の環境保全に率先して取り組む必要があります。これまでも環境を守る基本計画の環境目標を確実に実行するため、着実に環境行動を行っていますが、今後も町職員の意識向上を図りながら、事業者としての環境保全の取組をより積極的に行うことが求められます。

そこで、東浦町役場及び町関連施設、職員において、環境保全に向けた行動を率先的に行うこととします。

このために、環境意識や環境行動を日常化させて業務における環境マネジメントを推進するとともに、町施設における省エネルギーや自然エネルギーの導入、エコドライブの推進等の徹底を図ります。

<現状と将来目標>

項目	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
東浦町役場の年間 電力消費量	449,833kWh	389,509kWh	350,000kWh

<施 策>

施策名	概要
日常業務における環境マネジメントの推進	役場業務において地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく取組を行うとともに、日常の業務においても省エネルギー、ごみの分別・減量、リサイクル等を意識し、その成果を検証する環境マネジメントに継続的に実践し、町職員からの率先的な環境保全行動に取り組む。
公共施設における省エネルギー・自然エネルギーの導入	庁舎をはじめとした公共施設の照明設備や空調設備等を施設改修時等に省エネルギー型機器に取り替える。また、町の管理する公共施設の建替・改修時における太陽光発電システムの設置等、自然エネルギーの導入を検討する。
エコドライブ、安全運転の徹底	町職員が運転する公用車や自家用車において、運転技術により燃費効率を高くするエコドライブを習得させ、安全運転と合わせて率先的に徹底させる。

<取組における役割>

住 民	行政の環境保全行動を参考にしながら、住民自身の環境保全行動の参考とします。また、行政の環境保全行動に対する意見や提案を行います。
事業者	行政の環境保全行動を参考にしながら、各事業者の環境行動の参考とします。また、行政の率先行動に対する意見や提案を行います。
行 政	道路・公園や公共施設の管理を行うとともに、職員一人ひとりの意識を向上させ、より積極的な環境保全行動を行います。また、行政が設定する環境保全行動の指標及びその成果を広く公表します。

担当課：総務課、施設管理担当課